

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田中 和末

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成29年2月14日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成29年2月22日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成28年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年12月1日から平成29年2月14日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

環境政策課

(1) 収入事務

- ア 都市公園使用料（墓地公園）、行政財産目的外使用料及び飲料水供給施設給水料金について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

リサイクル推進課

(1) 支出事務

- ア 特殊勤務手当について、特殊勤務手当支給条例に基づく支給がされていないものがあった。

(2) 契約事務

- ア 売払いを目的とする物品の契約事務について、職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
- イ 委託契約について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあった。

生活安全課

(1) 財産管理事務

- ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

人権推進課

(1) 共通的事項

- ア 隣保館の使用許可について、職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 収入事務

- ア 隣保館の使用料について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。